

平成 22 年 8 月 12 日

世田谷区議会議長 川上 和彦 様

「世田谷区街づくり条例改正の素案内容と進め方の見直しを求める要望書」
提出に当たって

要望書提出者代表

〒 [REDACTED] 東京都世田谷区 [REDACTED]

都市計画課主催「区民と考える街づくり条例フォーラム」参加者有志 稲垣道子

電話： [REDACTED] FAX： [REDACTED] E-mail： [REDACTED]

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私は、昨年世田谷区都市計画課が主催した「区民と考える街づくり条例フォーラム」に参加したのですが、その参加者有志の代表として、貴下に対し別紙の「世田谷区街づくり条例改正の素案内容と進め方の見直しを求める要望書」を、同フォーラム参加者有志の署名と共に提出いたします。

本要望書においては、街づくり条例の改正が、素案についてのパブリックコメントの実施と、そこでの意見を取り入れた修正が行われた上で進められることを強く要望しておりますが、貴下におかれましては、その意図を汲まれ、区議会第 3 回定例会において拙速な改正が行われないよう、各党派とその取り扱いを十分協議いただくことを強く要望いたします。

敬具

世田谷区議会議長 川上 和彦様

世田谷区街づくり条例改正の素案内容と進め方の見直しを求める要望書

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私たち「区民と考える街づくり条例フォーラム」参加者有志は、世田谷区が現在進めている街づくり条例の改正について、大規模開発への取組みを導入することは評価しつつも、改正の内容や進め方に大きな疑問をもっています。

1. 素案の内容に先進性がみられないこと

- ①条例の基本的な考え方は、平成 7 年（1995 年）改正の現行条例のままで、この 15 年間の住民参加・地方分権の進展や情報公開・説明責任が不可欠という認識の高まりが反映されていません。
- ②「街づくりは、公共性のあるもの」という視点が欠けていて、都市整備方針を包含するような普遍的な価値観が示されていません。
- ③区執行部以外の議会、都市計画審議会、区民、専門家が区の決定プロセスに関与する仕組みが規定されていません。
- ④区内で行われる公共事業を除外する規定が多くあります。

2. 改正プロセスが区民参加を軽視していること

- ①「案」を公表しパブリックコメントを実施するという区の定めた実施基準に反して、1 月に示された簡単な「考え方」に対するパブリックコメントしか実施されていません。
- ②素案については、パブリックコメントはおろか、説明会すら実施されていません。
- ③改正プロセスにおいて数少ない住民参加の場であった「区民と考える街づくり条例フォーラム」においてまとめられた「見直し提案」の主な内容が、素案にほとんど反映されていません。

以上により、「街づくりに参加する権利と責任」を唱える街づくり条例の改正が、素案についてのパブリックコメントの実施と、そこでの意見を取り入れた修正が行われた上で進められることを強く要望いたします。

敬具

住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名

平成 22 年 8 月 12 日

世田谷区長 熊本 啓之 様

「世田谷区街づくり条例改正の素案内容と進め方の見直しを求める要望書」
提出に当たって

要望書提出者代表

〒 [REDACTED] 東京都世田谷区 [REDACTED]
都市計画課主催「区民と考える街づくり条例フォーラム」参加者 稲垣道子
電話： [REDACTED] FAX： [REDACTED] E-mail： [REDACTED]

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私は、昨年世田谷区都市計画課が主催した「区民と考える街づくり条例フォーラム」に参加いたしました。その参加者有志の代表として、貴職に対し別紙の「世田谷区街づくり条例改正の素案内容と進め方の見直しを求める要望書」を、同フォーラム参加者有志の署名と共に提出いたします。

本要望書においては、街づくり条例の改正が、素案についてのパブリックコメントの実施と、そこでの意見を取り入れた修正が行われた上で進められることを強く要望しておりますが、貴職におかれましては、その意図を汲まれ、区議会第 3 回定例会において拙速に改正を行わないよう、強く要望いたします。

敬具

平成 22 年 8 月 12 日

世田谷区長 熊本 啓之様

世田谷区街づくり条例改正の素案内容と進め方の見直しを求める要望書

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私たち「区民と考える街づくり条例フォーラム」参加者有志は、世田谷区が現在進めている街づくり条例の改正について、大規模開発への取組みを導入することは評価しつつも、改正の内容や進め方に大きな疑問をもっています。

1. 素案の内容に先進性がみられないこと

- ① 条例の基本的な考え方は、平成 7 年（1995 年）改正の現行条例のままで、この 15 年間の住民参加・地方分権の進展や情報公開・説明責任が不可欠という認識の高まりが反映されていません。
- ② 「街づくりは、公共性のあるもの」という視点が欠けていて、都市整備方針を包含するような普遍的な価値観が示されていません。
- ③ 区執行部以外の議会、都市計画審議会、区民、専門家が区の決定プロセスに関与する仕組みが規定されていません。
- ④ 区内で行われる公共事業を除外する規定が多くあります。

2. 改正プロセスが区民参加を軽視していること

- ① 「案」を公表しパブリックコメントを実施するという区の定めた実施基準に反して、1 月に示された簡単な「考え方」に対するパブリックコメントしか実施されていません。
- ② 素案については、パブリックコメントはおろか、説明会すら実施されていません。
- ③ 改正プロセスにおいて数少ない住民参加の場であった「区民と考える街づくり条例フォーラム」においてまとめられた「見直し提案」の主な内容が、素案にほとんど反映されていません。

以上により、「街づくりに参加する権利と責任」を唱える街づくり条例の改正が、素案についてのパブリックコメントの実施と、そこでの意見を取り入れた修正が行われた上で進められることを強く要望いたします。

敬具

住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名
住 所
氏 名